

「新型コロナウイルス感染症PCR検査業務委託」にかかるご質問への回答

	ご質問	回答
1	<p>(仕様書4 (1) アについて)</p> <p>検体件数の報告方法について、速やかに検体集荷・検査依頼・実施を行うため、メールおよび各検査会場に専用システムを構築し、それを用いてデータ登録し、事前報告を行う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>詳細は受託者様と個別に調整させていただきますが、専用システムを使用していただくことは問題ありません。</p>
2	<p>(仕様書5 (2) について)</p> <p>・厚生労働省の承認しているPCR法について、プール方式での検査は可能でしょうか。また、検体プール数に制限はございますでしょうか。</p> <p>・外部精度管理で良好な成績が収められていること、とございますがPCR法が該当する外部精度管理をご教示頂けますでしょうか。</p> <p>・委託者の求めがあった場合の提出資料と致しまして、必要資料をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>・プール方式での実施は検討しておりません。</p> <p>・国や民間機関が実施していますので、ホームページ等で御確認ください。</p> <p>・一例として、標準作業手順書や精度管理実施結果報告書等が挙げられます。</p>
3	<p>(仕様書5 (5) について)</p> <p>陽性検体の再検査につきまして、指定する検査方法はございますでしょうか。</p>	<p>厚生労働省の承認しているPCR法をお願いします。</p>
4	<p>(仕様書5 (7) について)</p> <p>委託者より疑義照会がある場合、必要に応じて異なる測定方法での対応と記載がございますが、1検査方法しか有していない場合の対処方法をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>疑義が生じた場合、受託者様と個別に調整させていただきます。</p>
5	<p>(仕様書7について)</p> <p>メール、電話、FAXが不通となった場合、どのような方法にてご連絡したら宜しいでしょうか。</p>	<p>いずれか一つが不通となった場合は、異なる方法でご連絡いただきますが、いずれも不通となった場合は、回復手段が回復するまでの間に関しては、結果報告等の連絡が遅れることもやむなしと考えます。</p>